平成２３年（フ）第１０９号
宮崎県都城市都元町3405番地６　柳田貸家南棟、前住所宮崎県都城市広原町７号８番地１コーポ広原103
債務者　山口　絵里（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３１０号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割203番地35
債務者　菊田　雄一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３１６号
盛岡市厨川１丁目15番18号
債務者　阿部　　香
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８８号
石川県小松市八里台20番地２千場方、従前の住所石川県金沢市此花町１番１号
債務者　元林外志子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第８９号
石川県小松市八里台20番地２千場方、従前の住所石川県金沢市此花町１番１号
債務者　元林　賢治
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１８３６号
名古屋市昭和区川名本町１丁目47番地の２レイナビル４Ｃ号
債務者　土岐　　右
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
徳島県海部郡牟岐町大字河内1190番地
債務者　西沢なみ子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２３号
徳島県阿南市長生町西方591番地市営西方団地４棟２―416号室、旧住所徳島県阿南市富岡町西新町72番地１　西の口ハイツ106号室
債務者　立川　和徳
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第４４号
佐賀県唐津市原311番地
債務者　濱田　弘美
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第９１号
鹿児島県志布志市有明町蓬原1074番地６、前住所神奈川県川崎市川崎区浜町１丁目11番１―304号
債務者　前田　美和（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４９５号
名古屋市守山区笹ヶ根１丁目916番地　シャローゼⅡ202号
債務者　大沼健二こと　ＢＡＲＲＩＯＳ　ＲＹＡＮ
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
和歌山県新宮市新町２丁目１番地の15
債務者　前地　康廣（住民票上の名康廣）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３９号
和歌山県新宮市新町２丁目１番地の15
債務者　前地　早苗
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第４９号
長崎県島原市西八幡町8472番地２
債務者　吉武　軍治
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目11番18号
債務者　林　富美雄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿屋市祓川町4073番地５
債務者　浮波とも子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８１７号
愛知県津島市永楽町３丁目１番地１
債務者　村瀬　**隆**治
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部